

学校選択制の実施について

○学校選択制とは……

皆さんが入学する中学校は、住所によって決められています。(この学校のことを「通学区域内の中学校」といいます。)

学校選択制は、皆さんが、通学区域内の中学校を含め、市立中学校25校の中から入学したい学校を希望することができる制度です。

通学区域外の中学校を希望した場合は、その中学校が受け入れ可能な人数の範囲内の人が入学することができます。

学校選択制は「入学したい学校を選ぶ」ものですので、通学区域外の中学校を希望する場合は、当該中学校が第1希望であり、通学が認められれば当該中学校に通学するという意思があるかどうか真剣に考えてください。

○制度のねらい……

自ら希望した中学校へ進学することで、中学校生活への自主的・主体的な心構えが育つことを願っています。



1 入学を希望できる人は…

令和4年10月31日（以下、「基準日」といいます）現在、市内に住んでいて、市立小学校6学年に在籍している人

2 入学を希望できる中学校は…

- ・ 市立中学校25校を対象とします。
- ・ 通学区域内の中学校を希望する場合、必ず入学できます。
 - ※ 特別支援学級への入級を希望する場合、個別に相談させていただくことがあります。

※ 各中学校の概要については、この冊子や各校のホームページをご覧ください。

※ 9月23日（金）に、各中学校の様子を一斉公開しますので、入学を希望する学校を参観してください。（授業及び部活動等の公開、各中学校の学校説明会を開催します。）

3 各中学校で受け入れる生徒数は…

- ・ 令和5年度の入学可能な人数を受入枠として設定し、公表します。
(令和4年7月下旬の予定)
- ・ 受入枠を超える入学希望者があり、抽選を行う場合は、対象の方に抽選を実施することを通
知します。
(令和4年11月下旬の予定)
- ・ 通学区域外からの希望者を対象に抽選を行います。
(令和4年12月4日（日）)
- ・ 次の人は、抽選をしなくても希望校に入学することができます。
 - ア 就学指定校の変更許可を受けて通学している小学校から、その校区の中学校への入学希
望者（2校以上の中学校に分かれて就学する小学校の場合、基準となる住所（前住所や預
かり先の住所等）によって抽選免除となる中学校が決まります。）
 - イ 入学までに希望校の校区へ転居する場合で、申請書提出時に必要書類（建築確認通知書
や売買契約書などの写し）を提出する入学希望者
 - ウ 通学区域外の中学校の1・2年生に在籍する兄又は姉と同じ中学校への入学希望者
- ・ 双子等が同一校・同一学級種を希望し、抽選の対象となる場合は一組として抽選を行います。
(同一学級種とは、例えば双子が2人とも通常級の在籍を希望するということです。双子等で
抽選を希望するケースがある場合、またはご不明な点がございましたら、学校を通して市教育
委員会へ相談して下さい。)

4 通学について

- ・ 原則として、入学した中学校へは卒業するまでの3年間、通学することになります。
- ・ 中学校の規則等を遵守した上で、保護者の責任と負担のもとに通学することになります。

5 入学する中学校が決まるまでの流れ



